

「介護福祉士制度改正で訪問介護がなくなる」

訪問介護事業所(株)わかば 専務取締役 辻本きく夫

今国会に介護福祉士資格取得方法の改正法案が提出されようとしている。それによれば、これまで国家試験を受験することなく資格を与えられていた養成施設卒業者にも受験を義務づけるほか、実務経験3年以上の者の受験資格を剥奪し、経験があっても600時間の養成過程講座受講を義務づけることとしている。

この改正により訪問介護にどのような影響が出るか多くの人に知ってもらいたい。

訪問介護は介護保険制度における在宅介護サービスの柱の一つであるが、その担い手であるヘルパーは大半が訪問介護員2級取得者であり、この法改正の影響を強く受ける。将来的に介護福祉士でないと介護サービスを行えないようにすることが国の方針で決定されており、仕事を継続する意志のある者は介護福祉士取得が必要になる。しかし、改正案が通ると実務経験で受験する予定のヘルパーの大半が受験の道を絶たれる。

理由は簡単である。長時間の養成過程講座にかかる費用を負担するには、訪問介護の賃金が低すぎるからである。平均して月6、7万円程度の賃金を得ているヘルパーが、数十万円になると予想される講習料を支払ってまで仕事を続けるとは考えにくい。また、訪問介護の仕事は身分が不安定で、現在でも若い人材が定職として選択することは少ない。結果として、訪問介護事業は継続困難となる。

訪問介護の現場はすでに深刻な人材不足に見舞われている。度重なる介護報酬の引き下げと景気の改善により他のパート賃金との賃金格差が縮小（逆転）しているため、肉体的にも精神的にも苦勞の多い訪問介護を選ぶ人が少ないからである。この改正案が国会を通れば数年で訪問介護事業の廃業が相次ぐであろう。

訪問介護の安定的供給のためには、訪問介護員2級によるサービス継続と介護報酬の大幅アップが必要である。また、訪問介護の質向上のためには、利用者ごとに違う身体・経済状況、住環境、家庭・社会環境など、現場に即した研修を充実させることが必要であり、事業者にはその原資が必要である。

介護の質向上は事業者としても大きな課題であり、制度の見直しの必要性は理解できる。しかし、試験を受けることなく国家資格を取得した者がすでに多数存在する現制度をいまから変えるのは平等性・継続性の点で問題がある。介護の質向上を考えるなら、むしろ敷居を高くした上級国家資格を創設してその資格取得者に指導的役割を与えるのが現実的である。少なくとも訪問介護の現状を無視し、人材を根本から絶つような法案は見直していただきたい。